

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【会社名】	株式会社ティーケーピー (2026年6月1日付で株式会社TKPへ商号変更を予定しております。)
【英訳名】	TKP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 貴輝
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 中村 幸司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷八幡町8番地
【縦覧に供する場所】	株式会社ティーケーピー TKPガーデンシティ横浜 (神奈川県横浜市神奈川区金港町3番地1) 株式会社ティーケーピー TKPガーデンシティ大阪梅田 (大阪府大阪市福島区福島5丁目4番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 河野貴輝及び取締役CFO 中村幸司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、当社及び連結子会社4社を評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。また、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社25社及び持分法適用関連会社4社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが展開する複数の事業（空間再生流通事業、リリカラ事業、ノバレーゼ・エスクリ事業）に関して、各事業拠点において売上高が事業活動の規模及び成長性を示す重要な指標として用いられていることから、連結売上高を事業拠点の重要性を判断するための指標としました。全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、各事業拠点の前連結会計年度の売上高を踏まえた上で、当連結会計年度の業績予想に基づく売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、上述の当社グループが展開する各種事業内容に大きく関わる勘定科目として、収益獲得活動や、空間再生流通事業におけるフレキシブルオフィス及びホテル等、並びにノバレーゼ・エスクリ事業のプライダル等を運営する施設の確保・整備において多額に計上される、売上高、売掛金、売上原価、棚卸資産及び固定資産に係る業務プロセスを評価対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（税効果プロセスや固定資産の減損プロセス等）やリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（M&A等の投資意思決定プロセス）を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。